

犬山市町会長会運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町会長会の活動の促進及び活性化を図り、もって行政の円滑な運営と地域住民の自主活動の推進を目的として当該団体に交付する補助金について、必要な事項を定めるものとする。

(交付団体)

第2条 この要綱において補助金の交付を受ける団体（以下「交付団体」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 犬山地区町会長会
- (2) 城東地区町会長会
- (3) 羽黒地区町会長会
- (4) 楽田地区町会長会
- (5) 池野地区町会長会

(補助金の額)

第3条 補助金の年額は、予算の範囲内において市長が定めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、第1条の目的に資するものであって、市長が必要かつ適当と認める交付団体の活動に係る経費とする。

2 補助対象経費のうち食糧費は、交付団体を構成する1町内あたり2,000円を上限とする。

(補助金の返還)

第5条 交付団体は、補助事業の実績を報告するにあたり、補助対象経費が交付決定額を下回ったときは、その差額を市に返還しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。